

桜江町商工会通信

94 平成30年1月

桜江町商工会 TEL 92 - 1331 FAX 92 - 1338

Eメール sakura-s@tx.miracle.ne.jp

ホームページ http://sakurae.shoko-shimane.or.jp/



新年を迎えて年頭のご挨拶

桜江町商工会
会長 森下勝義

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、平成30年の新春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。昨年中は桜江町商工会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

昨年6月に商工会館が移転し、はや半年が経過いたしました。以前は駐車場もなく、事務所も2階にあったことで皆様にご不便をおかけしたこともあったと思いますが、桜江総合センター（旧桜江町役場）に引っ越してからは駐車場も完備され、事務所は3階ですがエレベーターもありますし、LED照明で非常に明るく開放的な事務所になっております。市役所や金融機関（信金や農協）へ来られた「ついで」でも結構ですので、是非お越しく下さい。

さて、「国内経済は緩やかな回復基調が続き、企業収益も堅調に回復している」との国の発表がございましたが、その恩恵は大企業や都市部の企業にとどまり、地方の中小企業・小規模事業者は、地域内の消費の減少、後継者不足など商工会を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

そういった状況の中、個者支援として少しでも会員の皆様の売上・利益の増加に寄与するために、平成26年に策定した「経営発達支援計画」（5年計画）に基づき、地域経済動向を調査し、その動向を踏まえた上で、経営状況の分析及び経営計画書の策定支援を行なっています。本年も引き続き同支援を積極的に行ってまいりますので、経営に関することならどんなことでも商工会にご相談ください。

昨年は小規模事業者持続化補助金が15件採択されたことから、会員事業所の販路開拓に多大な貢献をした商工会として、全国大会に於いて「全国商工会連合会会長表彰」を受賞した年でもありました。

また、個者支援と並行して地域振興支援といたしまして、3月で廃線が決まっている三江線の廃止後の川戸駅周辺の活性化についても、商工会が主体となり協議を重ねているところです。

今年は「戌」年です。「戌」新しい命を育む（生み出す）縁起の良いものとされています。この一年が会員の皆様にとりまして、新たなサービスや商品を生み出すなど、さらなる飛躍の年になりますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



決算・確定申告の準備はお早めに！

< 所得税申告期間: 2月16日(金) ~ 3月15日(木) >

< 消費税申告期限: 4月2日(月)まで >



今年も決算・確定申告の時期が近づいてまいりました。正確な決算書・確定申告書を作成するために、余裕を持って準備しましょう！また、この時期は大変複雑しますので、日計表等の書類提出はお早めをお願いいたします！！



ご確認ください！

(1) 現金残高の確認

現金の实在残高と帳簿上の残高が一致しているか否かの再確認を行ってください！

(2) 売掛金・買掛金残高の確認

取引先毎の残高は一致していますか？出来る限り取引先に残高確認を行きましょう！

(3) 固定資産の確認

これまで計上していた固定資産は実在しているか確認しましょう！既に滅失しているものは速やかに理由を確認し、除却する必要があります。

(4) 自家消費の計算について

売上に算入する自家消費や必要経費から除く家事分については、適正額を算入または控除し、その根拠となるものを残しておいてください。原則として通常の販売価額で売上計上しますが、通常販売価額×70%の金額と、仕入金額のどちらか大きい金額で売上計上できます。

(5) 棚卸について

期末商品棚卸額については、評価方法を選定していない場合は最終仕入原価法となります。



申告に必要な書類等！

ア：決算書、年金通知書、源泉徴収票、売買契約書、保険満期通知など所得額を証明する書類

イ：国民健康保険料の支払金額の確認書類、国民年金等の控除証明書

ウ：生命保険、損害保険控除証明書、医療費控除関係書類・セルフメディケーション税制に関する書類・住宅控除書類、小規模企業共済証明等

医療費控除関係書類・セルフメディケーション税制につきましては添付を参照ください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、昨年より確定申告書や申請書等に個人番号の記載や提出する際に本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になっています。

本人確認書類は個人番号カードがあれば問題ありませんが、お持ちでない場合は番号確認書類（個人番号通知カード or 住民票の写し）と身元確認書類（運転免許証等）が必要となりますのでご準備をお願いいたします。

決算・確定申告の際に、これらの特定個人情報を商工会にて取り扱う場合には、会員の皆様と**特定個人情報の取扱いに関する同意書（兼利用者識別番号の利用同意書）**を取り交わす必要がございますのでご承知おき下さい。

昨年の申告時に商工会と「業務委託契約書」を取り交わしておられない方は、今年度必要となります。

第7回創業セミナーを開催します。

～ごうつ塾～



開催日 平成30年1月25日(木)、2月1日(木)、8日(木)
時間 18時～20時
受講料 2,000円(3日目の交流会参加者は別途1,000円)
講師 日本政策金融公庫 中国創業支援センター 所長 門野 誠治 氏
場所 江津商工会議所
内容 1日目/ビジネスプランの作り方(基礎編)
2日目/ "(実践編)
3日目/ビジネスプランを作ってみる/なんでも相談会
共催 日本政策金融公庫
後援 江津市
対象 江津、浜田市在住の創業を考えている方。創業まもない方。
創業セミナーですが、事業を見直したい方も大歓迎です！

各種補助金情報！



小規模事業者持続化補助金

内容：小規模事業者が行う新たな販路開拓に取り組む事業に対して補助されます。

補助率：2/3

補助上限額 50万円

100万円(賃上げ、海外展開、買い物弱者対策等)

対象となる取り組み例としましては、販路開拓のための「店舗改装費用」「機械装置の購入費」「チラシの作成・配布」などがあります。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

内容：中小企業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に取り組む事業に対して補助されます。

補助率：2/3(小規模事業者)その他 1/2

一般型：補助上限額 1,000万円

小規模型：補助上限額 500万円

対象となる取り組み例としましては、「新たな取り組みを行う際の機械設備の購入」などがあります。上記補助金は、1月22日に召集される通常国会で審議されるため、現段階では確定ではございませんが、成立する可能性が高いため、事前に情報提供させていただきます。

奨励金
20万円
または**10万円**

出産後の 復職への取り組みに 奨励金を支給します!



対象事業者

- ・島根県内に本社のある中小・小規模事業者等。
- ・平成28年中に復帰の従業員が対象の場合
…従業員50人未満の事業者。
- ・平成29年1月以降に復帰の従業員が対象の場合
…従業員50人未満の事業所。



島根県観光キャラクターしまねっこ
高観通許第4312号

奨励金 支給額 (1人あたり)

- ①20万円…従業員が育児休業を3ヵ月以上取得した場合
- ②10万円…①以外（育児休業3ヵ月未満等）の場合

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。

島根県商工会連合会

【本 所】〒690-0886 松江市母衣町55-4

TEL 0852-21-0651

【石見事務所】〒697-0034 浜田市相生町1391-8

TEL 0855-22-3590